

## U-16旭川プログラミングコンテスト実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、「U-16 旭川プログラミングコンテスト実行委員会」(以下「委員会」という)と称する。

(所在地)

第2条 委員会は、北海道旭川市1条通8丁目542-4 一条緑橋通ビル2階 株式会社SHADO内に置く。

(目的)

第3条 委員会は、「U-16 旭川プログラミングコンテスト」を年一回開催し、旭川のパソコンやプログラミングが好きな16歳以下の学生達に、ITに対する興味を深めてもらい、将来のITエンジニア養成につなげることを目的とする。

(事業)

第4条 委員会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 「U-16 旭川プログラミングコンテスト」の開催及びその実施に関する事項。
- (2) 旭川市内の小中学生を対象とした講習会(プログラミング等)の開催及びその実施に関する事項。
- (3) その他、目的達成に必要な事項。

(委員会構成員)

第5条 委員会は、第3条の目的に賛同する企業、団体、学校、個人をもって構成する。詳細は別紙「U-16プログラミングコンテスト実行委員会名簿」を参照。

- 2 今後順次賛同者を募り、委員会構成員の合議の上、承認された者を委員会構成員に向かい入れる。
- 3 委員長は、委員会構成員に特別な事情が生じたとき及び委員会の運営に不相当と判断されるときは、委員会構成員の合議の上、該当する委員会構成員を除名することができる。
- 4 委員会より退会を希望する委員会構成員は、その旨書面をもって委員長に申し出なければならないものとする。
- 5 前項の申し出を受けたときは、委員長は退会を認めることができる。

(委員会構成員の持分)

第6条 委員会の財産は総有に属するものであり、委員会構成員が持ち分の分割請求及び払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

(役員)

第7条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- 2 委員長は、旭川工業高等専門学校校長及び北海道旭川工業高等学校校長の職にあるものをもって1年毎に交代である。  
本年度は旭川工業高校校長が担当。
- 3 委員長以外の役員は、委員会構成員の互選により過半数の同意をもって選任する。
- 4 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 5 選任された役員が任期中に委員会の職務を離れたときは、その職務の後任者を委員会構成員の互選により過半数の同意をもって選任する。ただし、その任期は前任者の残留期間とする。
- 6 委員長は、役員に特別な事情が生じたとき及び委員会の運営に不相当と判断されるときは、委員会構成員の合議の上、該当する役員を解任することができる。

(職務)

- 第8条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括するとともに会議の議長となる。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、委員会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。
- 4 監事は、会計処理及び資産の状況、業務の執行状況を監査する。
- 5 監事は、会計処理及び資産条状況又は業務の執行状況について不正の事実を発見したときは、臨時会議の招集を請求し、これを会議に報告することとする。
- 6 監事は、他の役職及び監査以外の業務を兼任する事はできない。

(会議)

- 第9条 委員会の会議は、年度の初め及び必要に応じて委員長が委員会構成員を招集し、議長は委員長があたる。委員長が会議に不在のときは、副委員長もしくは副委員長から指名された者を議長にあてる。
- 2 会議に付議する事項は次のとおりとする。
- (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (2) 役員の選任に関すること。
- (3) 事業計画及び予算に関すること。
- (4) 事業報告及び決算に関すること。
- (5) その他の必要事項。
- 3 会議は、委員会構成員の過半数の出席がなければ開会及び議決することができない。ただし、会議に出席できないものは、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任することができる。
- 4 会議の議決は、出席した委員会構成員（代理人にその権限を委任したものを含む）の過半数をもって、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員会構成員以外の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会計)

- 第10条 委員会の会計は、協賛企業や協賛団体からの協賛金、その他の収入をもってこれにあてる。
- 2 委員会の財産は総有に属するものであり、委員会構成員が持ち分の分割請求及び払戻請求をすることは、いかなる場合もできないものとする。

(事業計画及び予算)

- 第11条 委員長は事業計画及び収支予算を立案して委員会の会議に提出し、過半数の同意をもって承認を得るものとする。

(事業報告及び決算)

- 第12条 委員長は事業報告及び収支決算を作成してそれぞれに監査を経て委員会の会議に提出し、過半数の同意をもって承認を得なければならない。

(変更)

- 第13条 この規約は、委員会の会議において、出席者の3分の2以上の承認があれば変更することができる。

(解散)

- 第14条 委員会は、第3条の目的が達成され、第12条の事業報告及び決算が終了したなら、解散することができる。
- 2 本会の解散時に有する残余財産の処分方法については委員会の会議の議決による。

(会計年度及び事業年度)

第15条 委員会の会計年度及び事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(設立年月日)

第16条 委員会の設立年月日は、2011年5月20日とする。

(雑 則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則 この規約は、2011年5月20日から適用する。

附則 この規約は、2013年5月1日に改定施行する。

附則 この規約は、2020年5月1日に改定施行する。

附則 この規約は、2021年6月15日に改定施行する。

附則 この規約は、2022年4月28日に改定施行する。

附則 この規約は、2023年5月23日に改定施行する。

2023年5月23日

## U-16旭川プログラミングコンテスト実行委員会名簿

委員長:

稲津 誠 北海道旭川工業高等学校 校長

副委員長:

佐竹 利文 旭川工業高等専門学校 システム制御情報工学科 教授

委員:

秋生 和真 株式会社アクロクレイン  
以後 直樹 東京情報デザイン専門職大学 情報デザイン学部 准教授  
小野寺 大地 日鉄ソリューションズ株式会社 技術本部 システム研究開発センター  
木村 至孝 豊橋技術科学大学 情報・知能工学専攻 博士前期課程 2年  
小檜山 淳 北海道旭川工業高等学校 情報技術科 教諭  
下村 幸広 合同会社 下村総合投資事務所 所長  
鷹合 駿 株式会社アクロクレイン  
檜山 哲弘 株式会社 MIERUNE  
宮前 佑矢 株式会社コンピュータ・ビジネス  
※五十音順

会計:

坂本 和士 株式会社ジェイテックジャパン、KS システム 代表

監査:

須田 誠 株式会社アクロクレイン 代表取締役社長

協力:

旭川工業高等専門学校 最先端テクノロジー同好会・パソコン部  
北海道旭川工業高等学校 情報処理部

顧問:

古川 正志 北海道大学 名誉教授  
小川 博 東海大学 教授  
北條 孝三 有限会社ビーインフォー 代表取締役